

国吉：「都市デザイン連続講座の第二回です。廣瀬さんは昭和46年(1971年)から企画調整室の土地利用調整業務を担当し、その後企画調整局の調整課、都市計画局や建築局等、都市計画・建築の専門家として政策立案、調整業務を担当し、最後は総務局長や、横浜市助役をなされました。今日は土地利用コントロール、宅地開発要綱等の初期についてお話しできます。よろしくお祈いします」

企画調整室等での活動

廣瀬：「私は建築職として横浜市に入り、最初の仕事は建設局での戦災復興の区画整理事業でした。戦災復興とは、第二次世界大戦で壊滅的な戦災を受けた横浜市の基盤整備の一環として、国の補助事業で行った市内主要区域の区画整理事業です。具体的な業務内容は移転計画を中心に、どの敷地に、どの建物を、どのように移設するか、とかいう移転計画、また移転に伴う補償等でした。その後建築局で学校建築の担当を10年程務めました。当時は高度成長前の人口の急増が見え始めた頃で、学校建築の事業は既存建物の建替えよりも、学校の数を確認することが重要でした。当時の横浜市内には小学校中学校合わせて200校程(現在は500校)ありましたが、うち鉄筋コンクリートの建物は旧市街地に焼け残った数校のみで、多くは急ごしらえの木造校舎でした。その後の高度成長に入ると、多い年は1年に10校の新設校を建設する異常な現象で、標準図に基づく同じパターンの鉄筋コンクリート造の校舎を造り続けました。その他には昭和32～33年頃に横浜市庁舎や三ツ沢競技場等の建設を手掛けました。

私が企画調整室に入ったきっかけは、昭和44年に建築局の宅地指導課で開発指導を担当していたところで、田村明さんから声を掛けていただいたことです。私が企画調整室に呼ばれた当時、スタッフは田村さん含めて10人弱で、企画課と調整課の2課のみであったと思います。その後、コントロールの分野を担当する副主幹というセクションができ、私はその副主幹グループへ配属されました。このセクションはその

後総合土地調整課と名称がつけられ、その初代課長を含め、11年間に渡って田村さんをサポートさせていただきました。その後、昭和55年からは建築局の指導部長を担当いたしました。

建築局の指導部では建築開発の行政指導や許認可業務が中心で、現在で言う宅地・建築等の全てを指導部長が把握していました。実際には、市民からの様々な苦情の他、議会側の圧力、また同和団体等の圧力が特に厳しく、指導部の業務は本当に激務でした。当時の横浜市は同和問題が多く分野に及んでいた時期で、私の先輩は長くで1年程、短い人で3か月程でダウンしてしまいました。私は約2年間務めましたが、このポストで約2年間務められた人は私以外にいませんでした。

その後、再び田村さんから依頼があり、「みなとみらい21」の担当主幹となりました。当時、みなとみらい21の担当部長であった小澤恵一さんと、指導部の私とが入り替わり、同時に建築局の指導部が建築と宅地との2つの部に分かれました。小澤さんは宅地部長の方を担当され、建築部長の方は長久保さんが部長を担当されました。

私がみなとみらい21の担当についていた当時は、みなとみらい21の開発着工を1年後に控えており、その中で埋立の免許、公団の区画整理事業の認可等を、1年の間で解決させなければならない状況でした。加えて、三菱重工業造船所の移転計画がオイルショック等の社会経済情勢の変化で、計画に対して約10年間の遅れとなっていました。また移転や都市再整備事業は、横浜市と三菱重工業との間で費用や土地について細かい取り決めがありましたが、この横浜市と三菱重工業との協定を全面的に改訂し、都市整備公団が参入の上で新たに三菱地所が土地の大部分を買い取るという協定へ変更をしたわけです。これが大変なことでしたので、さすがの小澤さんも音を上げたくらいでした。そんな後に私がみなとみらい21事業の担当となり、恥も外聞も、夜も昼もなく、がむしゃらにみなとみらい21の開発に立ち向かいました。おかげさまで予定通り担当着任から1年後の昭和58年11月8日、MM事業の無事着工となりました。ただしこ

の起工式では、どの大臣を、どの順序で入れる等も、我々の仕事でしたので建設省、運輸省、国土庁、また環境庁、大蔵省等をかけずりまわりました。みなとみらい21の起工式を無事に終了し、後にランドマークタワー、国際会議場やクインズスクエア等の建物が次々と建設されたことは私が担った仕事の中で最も深く心に残るものでした。

土地利用の「コントロール」

当時企画調整局ではコントロール、プロジェクト、アーバンデザイン、この3本柱をかかげて都市計画をつくりました。私はコントロールについて企画調整局で、一貫して関わりました。このコントロールとは、法律制度をできる限り活用しつつ、一方では横浜独自の手法で都市計画を調整・推進させることです。

当時の横浜市における企画調整局の位置付けは、企画調整局が市長の下に直接結ばれ、企画調整局を介して各局や各区へ指示がされる組織でした。また企画調整局は各局の事業、予算、人事等へも指示を出したのです。ですから、他局では田村さんを「田村天皇」と言う人もいました。また企画調整局では都市問題調整協議会を所管していました。この会議は各局を横につなげる役割をもち、各々の事業や調整事項を部長職の皆さんで協議し解決させるための会議です。

コントロールの具体的な内容は、一言で言えば土地利用をいかに整えるかということです。その手法はまず、法律に基づいて開発計画等を事前にチェックし、法律に足りない部分を横浜市独自の施策を用いて補完します。用途地域や高度地区等では法律上の制度をできるだけ活用したのですが、宅地開発要綱等の指導基準は横浜市独自の基準です。

横浜市独自の基準である宅地開発要綱は、横浜市が宅地開発を許可する大前提や、横浜市としての開発のあるべき姿を求めたものであり、いわば開発の憲法的な位置づけとなっていました。後に、この開発指導要綱は、全国の各自治体に瞬く間に広がりました。実は横浜市が宅地開発要綱をつくる以前に、川崎市や川西市にも類似するものがありましたが、このよ

うな中で、横浜市は更に開発指導要綱を開発の憲法的な存在までに整えたと言えると思います。

市街地環境設計制度

次は市街地環境設計制度についてお話しします。市街地環境設計制度とは、当時の建築基準法による総合設計制度の横浜市版です。この総合設計制度は、敷地内に一定の公開空地を確保することによって容積率を緩和するものですが、この制度において横浜市が独自とする点は、その公開空地の公共性をウエイト付けした点です。例えば、歩道を拡幅する場合、セットバックする面積に対して2倍のポイントを与え、一方でセットバックする部分が道路に対してに高低差がある場合（道路と一体で利用できないような場合）は、逆に確保する面積に対して0.5倍のポイントを与える等のウエイト付けです。この方法は、横浜市の実態に即して、国の総合設計制度を有効に活用したものだと思います。

観点が違いますが、山手地区の景観風致保全要綱についてであります。山手地区には、横浜らしい特異な景観があり、この景観を保全しなければなりません。私の記憶ですが、山手地区内で11か所の景観基準点を設定し、重点的に景観保全に取り組みました。当時、山手地区、及び周辺地区の建築が山手地区の景観を阻害をする危険性がみられ始めており、これらの建築の規制を巡って様々な議論がありました。その一例ですが、みなとみらい線の元町中華街駅から谷戸坂を上がった右側に、第百土地という会社が造った茶色いレンガタイルを貼ったマンションが建っていますが、これの当初の計画は、現在の高さより3層程高い計画でした。計画通りに建設されると景観基準点（外人墓地付近に設定）からの景観を阻害するため、建物を計画のより3階分を低くしてもらいました。この例は山手地区風致保全要綱をもとに計画変更を実現させたという景観風致保全要綱の一例です。

田村明

廣瀬良一

加川浩

岩崎駿介

国吉直行

国吉直行

国吉直行

内藤博之

小澤恵一

西脇敏夫

日照等指導要綱

次は日照等指導要綱です。これは様々な功罪がありました。当時、日照等指導要綱は市民局の日照等相談室が扱い、日照問題の解決を促していました。しかし、デベロッパの圧力や周辺住民の陳情等、様々な問題を抱えており、あつてはならない日照汚職事件も発生させてしまいました。その汚職事件とは、JR磯子駅の周辺にマンションが同時に10棟程建設され、約3000戸の住戸が供給される計画について、周辺住民との調整中に市職員が成功報酬を受け取ってしまったというものでした。その担当者は飛鳥田市長が自分の片腕とさえ思っておられた方でしたので、公言はしませんでした。その事件を切っ掛けに、飛鳥田市長は横浜市長を辞められたと思っています。

その後、建築基準法の改正により、日影規制が導入されました。しかし横浜市の日照の基準は、正午を中心とする良質な日照を一定の基準まで確保させるものでした。よって建築基準法が改定された後も、横浜市は日照等指導要綱を活用し、標準的な日照時間を設定し、基準を満たす日照の確保に務めました。

高度地区

また高度地区の改訂においても、独自の指導基準がありました。例えば、第一種住居地域については、北側に位置する住宅の1階への日照を確保するため北側斜線の基準を高度地区に導入しました。

このような内容が、当時の私どものコントロールの具体的な内容であり、法律事項を最大限に活用し、現況に合わせて、市民、そして横浜市のために、行政のあるべき姿を求めてきました。また企画調整局では、住民参加に基づく計画的都市づくりを基本理念として、政策決定、計画の立案、計画の調整、事業推進、管理運営に至るまで一連の総合的な都市計画活動を通じて、自治体の主体性の確保へつなげました。これらの運用手段を総称して「横浜方式」と言っています。

横浜方式

横浜方式とは、

- 一：都市の問題を総合的に把握する。
- 二：問題解決の戦略的目標を設定する。
- 三：その中で自治体が主体的に対応すべき目標を設定する。
- 四：現行諸制度を総点検し、その評価に基づき目標を設定する。
- 五：それらの補完的諸施策を立案し、実行する。
- 六：更に新たなシステムを創造する。
- 七：国等の関係機関に対し、現行諸制度の改善をプッシュする。

という7つの手段が上げられ、横浜が独自の都市としてのアピールも含めています。これらは自治体が自ら市民に対して、法律の取扱、補完的諸基準等の行政姿勢・基準について掲示・実施するものが横浜方式であると思います。これは、様々な問題を行政が総合的に把握し、その問題を解決する手段方法について戦略的に目標設定、及び運営方法を示したものであります。

そこで、横浜方式を実現するために現行制度の評価や活用、一方では法律を否定、又は無視する考察もしました。当時、横浜市としてはこのような多様な取り組みをしなければ行政としての責任が果たせないと考えておりました。結果的には、市民やデベロッパーからも理解を得られ、また最大限に活用できたと思います。この方式を活用して、宅地開発要綱や日照等指導要綱等、法律を補完的する諸施策を立案・実行に至ったわけです。

横浜方式の7番目には「現行制度の改善」を上げています。これは現在の法律等に対して制度の改善をプッシュするものです。当時、田村さんと一緒に何回も建設省等へ行き、ある時は建設省の担当者から「横浜市はいつから独立国になったのか」と皮肉られたこともありましたが、しかし田村さんは現状に対して行政が責任を果たすため、法律の問題点や修正

等の提案をしました。また提案に対して、即日の対応が不可能ならば横浜の制度を認めるように折衝もしました。問題の解決策等は、本来であれば法律的な規制誘導が望ましいと思いますが、横浜市規模は全国一律の規制では制御しきれない状況でしたので、行政指導基準すなわち補完基準をつくって対応したのです。

コントロールにおける横浜方式

一点目は法律の規制誘導として市街化区域と市街化調整区域の設定「線引き」(開発抑制、都市農業育成＝市街化調整区域を極力広く指定)です。市街化区域は10年以内に市街化を図るべき区域であり、それ以外の区域は市街化調整区域としての山林・農地等を差します。横浜市における市街化調整区域は極力広く設定し、逆に市街化区域は狭めました。その理由は、前途のように市街化区域は10年以内に市街化を促進する区域であり、10年以内に市街化に伴うインフラ整備等の公共投資が伴うことを意味します。しかし、当時の横浜市の財政状況ではこの公共投資が難しいため、市街化区域の範囲を狭めたのです。例えば、当時、山林であったこどもの国線沿線では、周辺の地主や東急電鉄等のデベロッパーから開発計画が提案され、市街化区域への要望が多くありました。しかし結果的には当面は調整区域とし、必要となった時点で市街化区域へ変更するという手法を用いました。ですから、現在は住宅地となった地域ではありますが、当初は市街化調整区域であったのです。

二点目の「用途地域」(建築容積率の適正誘導＝第一種住専、低容積率の選択指定)においても土地利用を極力抑える手法を用い、第一種住専を広く設定しました。一方では、緩和の手法も活用し、公開空地や前面道路側のセットバック等の条件によって規制を緩和しました。このように第一種住専指定のように、容積率を極力抑える規制を保持しつつ、一方ではその規制を緩和する許可制度を活用する等の方法を用いることで、対応してきました。

三点目の高度地区(都市空間の創造手段＝最高限高さ制限、北側斜線制限の設定)は、北側斜線によって日照の確保、或いは実質的に建築容量を抑え、同時に高さ制限を解除する条件付け等を併用してきました。この方法は建築基準法の建築確認行政から許可行政へ転換する意図ともみられると思います。

四点目は「関連地域地区」(土地利用の機能的誘導＝風致地区、防火地域、臨港地区指定)では、山手地区の風致地区、また中心市街地での防火地域等が上げられますが、これらを管轄する法律及び省庁が各々異なっています。臨港地区は運輸省の管轄で、臨海部の港湾機能の立地を促進する地域、また風致・防火地域、用途地域等は建設省の管轄です。このように管轄は異なりますが、横浜市においてはこれらを総合的な視点でとらえ全体としてコントロールしようとするものです。

五点目は用途別容積制(土地利用の純化＝商業、工業系地域における住居容積率制限)です。これは横浜市として特に特色のある施策であり、主にマンション建設を巡る対応策の一つです。この背景には商業地域や工業系地域へのマンション建設があります。商業や工業系地域に住居が入ることで様々な障害が生じます。これらの地域にマンションが多く建つと、学校や保育園等の公共公益施設が必要になりますが、特に商業地域では公共施設に伴う土地の確保が極めて難しいのです。磯子駅周辺のマンションの場合では、マンション計画の一部(一つの建物分)を中止させ、学校用地を捻出してもらいました。そしてそこに予定されていたマンション計画は、周辺の他のデベロッパーの計画容積率を緩和し、その建物に上乘せする苦肉の策をとりました。このようなことから、一般の市街地では高い容積の地区ほど、住居が立地しにくいという建築基準条例の改正を行いました(現在は廃止)。私の知る限り、このような施策は他の自治体ではみられず、用途別容積制度として、これこそ横浜独自のやり方、内容だったと思います。

六点目の市街地環境設計制度は 先ほどと重複いたしますので割愛させていただきます。

田村明

廣瀬良一

加川浩

岩崎駿介

国吉直行

国吉直行

国吉直行

内藤博之

小澤恵一

西脇敏夫

行政指導基準(補完施策としての新システム)

行政指導基準としての補完施策は法律的な基準や施策を補完するシステムです。

第一に、宅地開発要綱は、デベロッパー等から提示された開発計画に対して横浜市が独自に審査する基準を定めたものです。宅地開発要綱の基準では、都市計画法等の法規に定められていない小学校や幼稚園等の公益的施設が計画されているか、或いは計画されていない場合はこれら公益的施設の設置に伴う費用をデベロッパーに負担してもらい、行政はこれらを全体的に総括する仕組みです。当初は開発地域面積の5%の公益用地を平米当たり3000円で提供させる基準でしたが、後に提供面積のスライド制に改定されています。

第二に日照等指導要綱です。これは先ほど申し上げた通り、横浜市独自の日照基準を定め、既存住宅と建設される建築物との調整内容を定めた基準としました。

第三に山手地区等の景観風致の保全です。山手の景観保全では様々な議論がありましたが、行政では山手地区において、誰もが素晴らしいと感じられる景観を定義付け、その定義をもとに複数の景観基準点を設けました。これらの基準点からの景観を守るため、建築計画を申請前の段階から指導するものです。

第四は特定地区における指導基準です。戸塚や新横浜、鶴見等の市内副都心部では、拠点地区の開発・建築等に対するマスタープランを用意し、通常の行政上の指導以上に細かい指導をします。セットバックを例に上げますと、建築基準法を満たしている場合でも、また壁面線等が指定されていない地区であっても、歩道空間を確保のためにこの特定地区の建物は一定以上のセットバックを要請します。この指導基準はこのように特定の地区のみに適用する指導基準です。

その他の関連指導基準を含めて、行政指導を総合的にコントロールするのが企画調整局の役割で、私もその中心の一員となっていました。具体の案件をコントロールするため各局の部長を集め、そこで事実上の調整をし、その事務局は私が担当しました。調整の間では田村さんも同席し、各局から意見が寄せら

れた上で、横浜市としての方針や手法が決められるのです。ですから企画調整局が一方的に各局に指示を与えようとするのではなく、それぞれの意見を聞いた上で調整するというのが企画調整局の役割でした。

「大テーブル主義」

「大テーブル主義」とは、毎週月曜日の朝に開催される企画調整局の内部会議の進め方です。会議の形態は大きな製図版を中心に、田村さん、企画調整局のメンバーで、課長以上の方が直接囲み、その後ろに係長や担当者が控えます。進め方は、「コントロール」「プロジェクト」「アーバンデザイン」の3つのセクションについて、各課長から一週間の業務報告と今週の目標を説明します。それに対して田村さんから質問やサジェスションを受けます。ここでは自分の報告のほか、他の人の報告を聞く機会となり、全体の状況が理解できるのです。ですから別名で全体会議として言われてもいました。

過去の資料からみた横浜の動き

鈴木：亡くなられた北沢先生とアーバンデザインというのが、横浜でどのように成立したか調べていました。また、ご自身で市街地環境設計制度の制度体系を担当され、その中で高度地区の導入は画期的なことであり、土地利用とアーバンデザインが一体的であることが横浜流の都市デザインの重要な要素であるとお考えでした。その中で高度地区の導入をめぐる議論、関連する制度について伺います。

68年に都市計画法の改正があり、各市町村には73年に用途地域制・容積制が導入されました。横浜では高さ制限を継続しつつ、容積制と同時に高度地区を導入しましたが、これは建築の許可制を狙っていたかと思っていたのではないかと思います。

高度地区の導入のきっかけは山手の問題であったと田村さんから伺いました。港と山手の丘の位置関係に対して、港の見える丘公園からの眺望点を設定し、一方で朝日不動産や第百土地の建物に対して眺望点

からの景観のシミュレーションを行い、これらの建物の高さのコントロールも検討されたと思います。また当初は山下町周辺の高さについても検討されていたそうです。山手問題の意義について考えると、高度地区の設定に結びつき、さらに保全型の地区整備のモデルを横浜に与えたことがポイントなのではないでしょうか？

また、磯子の駅前のマンション問題は様々な示唆を含んでいると思います。磯子の駅前で同時に10棟のマンションが建ち、学校収容が不可能となる問題が起こりました。そこで当時の企画調整室は、民間企業で開発組合を設立させ、実質的な空中権の移転を実施しました。

また、実現されなかった市街地開発要綱(案)では、宅地開発要綱の既存市街地版として、負担基準・環境基準を検討され、これが後の日照指導要綱、まちづくり協議地区の制度等へつながったと思います。

今日お話にはありませんが、田村さんから横浜駅の西口の開発が大きな問題であったと聞きました。開発者に先手をとられ、後付けでは制御できなかったそうです。また当時は新田間川周辺を含めて開発を行う等の政治的な問題もあったようで、対応に苦慮されたそうです。よってアーバンデザインの指導、さらに全体としてのプランをつくる必要があると考えられたそうです。

もう一つ重要な事例は山下公園の周辺地区であり、マスタープランに基づいて高度地区と、市街地環境設計制度を応用して、地区をコントロールする方法論を確立されたと思います。具体的には、山下公園周辺は他の市街地より一段低い容積率500%を設定する等、高度地区や市街地環境設計制度のモデルとなりました。実際には国吉さんらが中心となって各プロジェクトの協議や山下公園通り会の組織づくり等をされたことで、横浜のスタイルをつくりあげたと考えられます。

各プロジェクトの進行の年代をみていくと、73年以降に市長による許可体系について開発許可や確認申請という縦割りの組織の弊害を防ぐために、各開発の許可の方法をパターン化して分析されていまし

た。私は横浜以外の市町村の方にも参加しているので、わかるのですが、横浜の内部調整の仕組みは、他の自治体とスタイルが違います。

廣瀬さんが中心となって組み込まれた市長による許可体系の整理がうまく機能したからこそ横浜の都市デザインは成功したのではないかと思っています。

最近、横浜市でも組織の改編があり、どうもそれがうまくいっていないのではと思っています。おそらく土地利用の横浜方式というのは、この許可体系の整理というのがセットになって機能していたと思います。

先ほどのそれぞれの問題がどういうふうに結びついているのかという話ですが、土地利用横浜方式は73年に成立し、先行する形で横浜駅の西口問題、磯子の問題、山手の景観問題、山下公園の周辺地区、という問題が同時に起こっていました。

それぞれの問題を解決する過程で出てきた課題を取り入れて、制度自体を設計されたところがポイントではないかと思っています。最近の横浜の都市デザインは、プロジェクト、アーバンデザインの方はできていますが、コントロールの方が組織も離れてしまったようですが、それについて廣瀬さんはどういうふうにお考えでしょうか。

磯子のマンション問題

廣瀬：鈴木先生からご指摘のあったいくつかの項目のうち、まず磯子駅前のマンション問題についてコメントさせていただきたいと思います。

この磯子の問題は学校問題が中心でありました。乱立するマンション計画において横浜市がデベロッパーに言った要請は「学校用地を、あなたがたの開発計画のどこでもいいから、ひとつ開発を中止して土地を確保し、そこに小学校を造らせて欲しい」ということでした。よって彼らによる共同開発組合を組織させて、横浜市がその組合を通じて個々の議題に対処することになりました。結果的には学校用地を一つ捻出し、その分の建物は他の開発者の容積率を上げ、その増加した面積の中で吸収する方法を取りました。当然、高さ制限や容積率を飛び出していましたので、

田村明

廣瀬良一

加川浩

岩崎駿介

国吉直行

国吉直行

国吉直行

内藤博之

小澤恵一

西脇敏夫

別途許可制によって対処したわけです。

10階建ての計画が15階になればトータルコストも上がりますので、これを床面積に按分させ各デベロッパーに負担してもらい、誰もが損得のないようにしました。それは大変な作業でしたが、これは容積率の空中移転の先例かもしれませんね。

もうひとつ磯子では、公団の高層市街地住宅の問題がありました。この公団マンションの計画は、企画調整局が知らない間に建築行政だけで高さ制限を解除する許可をしてしまったんですね。その後、教育委員会から1000戸を超える住宅が建つ話がありました。すでに建築審査会の同意を得て、高さ制限解除の許可をしているのですが、田村さんと私が公団に行って「あの開発は、同じ横浜市が認めてしまったことだが、それが建つとどうしても学校収容ができないので戸数を減らしてほしい。或いは、何らかの分校のようなものはできないか。」と持ちかけました。公団との交渉の結果、1階部分の住宅を取りやめ、そこへ磯子の浜小学校の分校を造ることにしたのです。その時の横浜市は全体から見ると全く後手でした。この対応策は、田村さん、廣瀬、斉藤さんの発想なのかという話ですが、教育委員会から説明を聞いたときに、何とか学校を確保しなければと言う事で、私と教育委員会の課長あたりが原案を作ったかもしれません。このように磯子駅前周辺は当時商業地域で、容積率500%であり、マンションが建ちやすい条件でした。これらのことから、特に高容積率の商業地域では地域別に容積制限をやらなきゃいけないだろう、ということになりました。

コントロールという手法

次に鈴木先生がおっしゃるプロジェクトとかアーバンデザインは、現在もうまく運用できているけど、コントロールについては希薄になっているのご指摘ですが、私も全くその通りだと思います。制度が多様に整備されたとは言え、現在の横浜市の組織はやはり後退しているように思いますね。

仮にコントロールの手段が制度として整ったとしても、問題は運用する人、組織です。そのために各局

の立場から知恵を上手く引き出し、横浜市全体として調整する場と決定権が必要です。例えば、建築確認に伴う調整では、建築審査会幹事会が実質的な決定権を持つ各局の部長が大きな役割を果たしました。課長レベルでも不足はないんですが、やはり課長レベルだと組織上の権限が不足します。一方で、部長ですと局長に報告をして了解を取り、組織に指示すれば実行できるわけですから、実質的な決定権は各組織の部長でした。その人たちを掌握するのが企画調整局でしたので、比較的スムーズにコントロールの実現ができたと思います。

また、各局で問題が起こりますと、幹事会や部長会議に提案や報告をしてもらいました。一部には圧力団体もあり、コントロールが個別に適用される危険性もあつたわけですが、合議制をとることにより、それらに対して各局がスクラムを組むこと、及び情報を共有することができ、同時に共同防衛線を築くこともできたわけです。

国吉：かつては土地利用の調整問題は企画調整局が一元的に掌握できたのです。いまは個別に担当部局、事務局が単独で判断する点が問題かもしれません。

都市デザインチームのアーバンデザイン

鈴木：市街地環境設計制度を使うような案件の場合は、デザイン調整を行う以前に事前協議が進められていて対処が遅れている印象を受けています。それらが建築行政とアーバンデザインとに距離をつくつていると思います。

国吉：その通りだと思います。僕らが岩崎さんから教わったアメリカのアーバンデザインは、横浜の都市デザインの3つの柱のコントロールもプロジェクトもアーバンデザインも含めてアメリカのアーバンデザインと言い方をしています。1968年の横浜における都市デザインのスタートの際、横浜の欠点・問題点を解決するため、コントロールという方向性とプロジェクトという戦略を打ち出していました。一方で、アーバ

ンデザインは岩崎さんを中心にチームを組み、田村さんが期待する都市空間「人間的なスケールで魅力をつくる」ことを目標にトータルをとりかかりました。

都市デザインチームに与えられたのは、「コントロール」「プロジェクト」の2つの歯車にない部分を補うアーバンデザインであり、新しいプロジェクトには積極的に加わるようになりました。昭和48年の新用途地域プロジェクトでは、初期の段階から作業に加わり、線引きや商業地域の指定作業をやったんです。私と岩崎さんで市内全域の商業地域・近隣商業地域を全部まわりました。また商業地域の土地利用の誘導では、他のコントロールのチームと共に議論を交わしたこともありました。これらの結果、都市デザインチームは、市街地環境設計制度の商業地域の運用、山下公園周辺地区の運用、容積率の指定等の方法をつくることができました。コントロールは基本的に廣瀬さんのチームが担い、部分的に都市デザインチームが担当していました。

法律の緩和と要綱

質問：私は1980年に企画調整局に入り、最初の職員研修は宅地開発要綱の関連基準を集める企画課の新人の教育プログラムを経験しました。各局まわって基準書をもたらせてきて、読んで、それを質問に行つて勉強する、それを最初の2か月か3か月していました。今考えてみると、全体が絡む大きな仕組みを理解できました。しかし、法律的規制誘導と行政指導の基準のバランスは規制緩和等によって徐々に崩れてきました。同和団体に責められても、当時は頑張っていたのですが、法律が緩くなり、要綱行政は難しくなったのかなと思っています。

質問ですが、法律と要綱の関係のバランスは総合的にバランスを見ていないと土地利用の仕組みを守れないと思います。守る仕組みであった企画調整局が82年になくなり、少しずつ体制が変わるとともに、用途地区の高さ規制等の制度も変化しました。これらの変化を市の幹部として、どのように感じていたのでしょうか。

廣瀬：ご質問にお答えする前に、企画調整局の位置づけについてつけ加えてお話しします。

企画調整局という司令塔があるので、横浜方式ができたことは事実です。法律の施行についても、横浜市は政令指定都市であるため都道府県と異なる総合的な行政を推進できる主体であります。法律上の基準と、横浜市の基準、公共施設の管理者として基準を調整する中心に企画調整局がありました。

横浜方式の一つである商業地域で住居容積を制限する用途別容積制は、その後廃止されましたが、この制度は横浜市が用いた緊急避難的な対応だったと思いますので、いつまでも商業地域にマンションの建設を抑えるだけでは通らなかつたと思います。ただ、用途別容積制は、横浜としてかくあるべきと言う都市計画の姿勢を示したことであり、むしろ工業系の地域も含めて、この用途別容積制をもっと活かすべきではないかとさえ思います。

しかし後輩の皆さんに対して、先輩がいろいろ言うて舅根性になりますし、時代の流れや変化の中で、修正されるのは当然だと思います。ただ、用途別容積制を完全に撤廃したのは、やはり寂しいと思います。

また用途地域や、市街地調整区域の線引きも修正されていますが、全体的に見て、総合的に判断し、調整する場がなくなつたのは、やっぱり寂しいなと思います。縦割り行政を敢えて横に繋ぐことを大きな柱とした田村さんの、また企画調整局の精神は受け継いでほしいと思っています。

かつて田村さんも、やりすぎと思いつつも、主要な人事には指示を出していました。批判もありましたが、人も金も一手に企画調整局が掌握した時期もありました。そのことから田村天皇とも言われ、田村さんの片棒を担いでいた立場の私もそれなりに批判を受けましたが、私は常に横浜市及び横浜市民のための行政であるべきとの信念で通したつもりです。

担当者の調整の方法

こんなことを言うと田村さんに怒られるかもしれませんが、各々の考え方やしがらみもありますから、田

田村明

廣瀬良一

加川浩

岩崎駿介

国吉直行

国吉直行

国吉直行

内藤博之

小澤恵一

西脇敏夫

村さんが例えば10をおっしゃっても、私は相手の部局の状況や反応を見ながら、最初は5くらい、それから状況を見ながら1つ足し2つ足してして、最終的に田村さんの言う10を伝達しました。一種のバッファゾーンの役割もしたと思います。

また、開発の各担当への引き継いでも、事務局の我々は確実に内容を受け取って動いてくれないと意味がありません。「そこから先はお前の仕事だ」と言いながらも、責任を与えたセクションへは自分達の内容を伝達し、促さなければと思います。さきの田村さんの指示の伝達方法のように10を小出しに、状況を見ながら言う等、鉄道のロングレールのジョイントのような存在が必要じゃないかなと思いました。

臨港地区指定

臨港地区は運輸省のテリトリーであり、彼らの権益を守ることは容赦ないものでした。例えば、みなとみらい地区でも臨港地区問題がありました。陸側は建設省のテリトリー、海側は運輸省のテリトリー、俗に言う「建運戦争」がありました。

区画整理事業の実施によって、これらの地区は臨港地区から外されます。しかし運輸省は現状の臨港地区に相当する別地域を新たに臨港地区に指定することを求めてきました。国際会議場や展示場が建っている地区は埋立地ですので、新たに臨港地区として指定しました。この臨港地区が指定されると、国際会議場や展示場の設置は可能ですが、ホテルはダメという話になってくるわけです。そこで南本牧に新たに臨港地区を指定する条件で、国際会議場、展示場、ホテル等のコンベンション施設を臨港地区のかかったまま、規制事項を撤廃したのです。いわば知恵を働かせると共に悪知恵も働かせました。今から考えると、かなり荒っぽいことをしたなと思います。でもその原点は、常に横浜市及び横浜市民のための行政を推進することにあつたのです

確認から許可制へ

質問：コントロール横浜方式のお話ですけど、市街地の商業地域、市街地環境設計制度等を活用して相乗効果を生み出すという話はよく聞いていました。今日の廣瀬さんのお話から、開発する地域をなるべく抑制するということですが、具体的には住居系の地区に対してどのような戦略があつたのでしょうか。

廣瀬：基本的には建築容積の抑制と言うよりは、行政指導の手段として活用しました。低層住宅地域は良好な住環境の地域ですが、容積を突破する場合には特別な許可を必要とするため、この許可制を活用しようとしたわけです。いわゆる確認制から許可制への移行の手段の一つであつたとも言えるでしょう。建築確認ではかなり固定的ですが、許可制は地域にとってふさわしい誘導が可能であると思います。

その許可制誘導への一手段として、市街化調整地域や低層住居地域を広くとったり、指定容積率を低くしたりしました。それぞれの許可によって条件に合わせた緩和をすることによって、許可制を最大限に活用するための施策としてご理解いただければと思います。

法律と誘導

質問：平成8年の容積基準の改正や、各種の建築基準の緩和等によって、「コントロール」が難しくなりました。また、民間の事業を進めるにつれ、法律のみを守ればいいという話になって、行政は無視されるような仕組みになってしまいました。法律は最低基準でありながら、「いかに誘導すべきか」という矛盾がみられ、そこが私の悩みです。これらについて昔の開発や宅開要綱等から、アドバイス等を伺えないでしょうか

廣瀬：確かに行政実務を踏まえると、法律や条例等の基準が決まっている方が窓口はやりやすいでしょう。しかし、法律や条例をクリアすればいいということになり、法律や条例等の基準だけが一人歩きして行政

指導は難しくなると思います。しかし、法律で決まっていなからと言って、行政指導で何でもできるかと言うと、そうはいきませんね。ですから、法律や条例で吸収できる内容はできるだけ吸収し、指導の不公平さを生じないことも必要だと思います。

私が思っていることですが、本来は各々の建築行為を画一的に律するものではないと思います。アメリカの誘導方式のように、担当者のセンスや判断が発揮できる余地があることも必要であると思います。

国吉：これまで個々の取り組みに応じて、相手とのキャッチボールの中で進めましたが、今は不平等と捉えられる一面もあり、個々に応じることは難しいです。また、あるラフなプログラムをつくり、社会状況を見ながら相手に求めているものを変える柔軟性が許されていました。これからは細かいところに対応するシステム等を盛り込んだグランドデザイン等が必要なのかなと感じています。

廣瀬：横浜ではコントロールの手段の一つに建築協定があります。建築基準法の協定の他に、各地区独自の協定もありました。これは各地域の人々が参画し、「自分たちの街をこうしたい」ということの発露として、まとまったものです。規制が厳しすぎると守られない等の問題もありますが、建築協定はコントロール手段としてはかなり有効であったと思います。今後は住居系地域だけでなく商業地域等への協定の実施も可能ではないかと思っています。自分たちの意志が反映されている点では民主主義のルールにも合っていると思いますしね。

鈴木：国土交通省の調査では地方の郊外の住宅地の地価の下落が止まらないそうですが、建築協定等のルールに基づいて質を確保した住宅地の地価は、下落しにくい結果があるそうです。建築協定は資産や環境の質を確保する方法であるのではと思います。

また、建築確認と集団規定については、市町村に権限を移譲して建築許可へ移行すべきと蓑原敬さんらが積極的に動いています。横浜では、この動きを

先取りする可能性があると思います。廣瀬さんによる高度地区についての文章では、「一定の高さ以上の空間は公共的性格が強い」と書かれています。昨今は高度地区を導入する自治体が多い中、既に当時から廣瀬さんらは先行していたと思います。

質問なのですが、高度地区の建築許可について当時の資料から関係者のメモのまとめからお伺いします。高度地区+市街地環境設計制度について「確認行政から許可行政への発想があるのか」また「横浜市側の意図を確認する」というメモがありました。当時は許可行政への移行について意識されていたのでしょうか。

廣瀬：許可行政を強く意識していました。しかし一方では法律を執行し、守る立場上、現実には実施は難しい状況でした。特に以前に建設省で公園緑地を担当しておられた方が県の都市計画部長に就任されましたが、その方が「国に対して何を根拠に盾突くのだ」という感じで、横浜市に圧力をかけてきました。更に彼は自分が認めないものは都市計画審議会にもかけない、というくらい高姿勢でしたね。ですから、そのような雰囲気な建設省のなかでは蓑原さんは特異な方だったと思います。

鈴木：余談ですが近年、太陽光のソーラーパネルを自宅の屋根に設置する家が増えています。設置住宅の建物隣に大きい建物が建つとその太陽光パネルに影ができる問題が多くみられるそうです。太陽光パネルの所有者の権利保障の問題ですが、横浜では住宅系の地域へ高度地区+北側斜線がかかっており、現状でこの問題は生じにくいと思います。そういう意味で、横浜市の住居系の地域はこれから環境まちづくりの可能性が高いのではという話をしました。

国吉：日照問題等は、高度地区と北側斜線でカバーできると思っています。様々な工夫を新たに設定しなくても横浜は大丈夫だなと思いました。

廣瀬：一般的な敷地であれば、正午を中心とした良

田村明

廣瀬良一

加川浩

岩崎駿介

国吉直行

国吉直行

国吉直行

内藤博之

小澤恵一

西脇敬夫

質な日照を守れば大丈夫であろうと設定していますが、高度地区の日照は2階以上の部屋へはもちろんのこと、建物のセットアップや庭を確保すれば1階の部屋も日照を確保できる設定となっています。

交渉

国吉：当初の市街化調整区域の「線引き」は市域の何割くらいだったのですか

廣瀬：最初は少なくとも4割程ですが、これは大きく削られました。「市街化区域にせざるを得ない」という地域以外の地域は、調整区域とすることを守りました。余談ですけど、こどもの国線の恩田地区に1本の都市計画道路がありました。当時は、その実現の可能性がなかったのですが、この地域を市街化区域にするならば、串刺し状に都市計画道路を入れる開発条件を出したことがありました。そのように行政指導の仕切り線を前に出しながら、相手が条件を呑むならばそこまで譲る、という交渉がかなり多くありました。

国吉：『交渉』の方法については、山下公園周辺の例にもみられます。山下公園の前の県民ホールについてです。この土地の所有者は、真ん中の6分の1が横浜市の土地、県有地が2分の1、国有地が3分の1でした。県から県民ホールの計画が上がり、横浜市へ土地の売却の相談がありました。そこで、田村さんから『これから駆け引きをやるから』と、横浜市が所有する6分の1の土地への設計図の指示がありました。そこで岩崎さんが国際青少年交流センターという設計図を書いて、県に提出し「我々はこのような計画があり、土地を譲るわけにはいかない。土地を売却するのならば、我々のプログラムである公開空地を提供してほしい」と交渉しました。当時は市街地環境設計制度ができる前です。だから普通の交渉では効き目がないので、横浜市としての計画案を無理やりつくって交渉の盾にしました。このような交渉術は田村さん独特の戦略観でしたね。

廣瀬：確かに一種の駆け引き材料ですね。そういうダメーを活用する方法は、どちらかというと悪知恵の方かもしれませんね。

国吉：それが前例になり、その後の市街地環境設計制度で、隣の産業貿易センターへも同じように公開空地等をお願いできました。このように事例の最初の段階では、イレギュラーな手法も多少やったとも思います。

廣瀬：それらの方法も定性的に言えば、仕切り線を前に出して、相手との交渉での活用方法です。相手に納得してもらうための説得力が必要ですから。

国吉：産業貿易センターでの公開空地の交渉では、「壁面後退を促して歩行空間を豊かにする」というのは、あまり説得力にならないと考えました。そこで、岩崎さんが言ったのは、『歩道に植えられている銀杏並木の根が敷地の方に張ってるので、敷地の歩道側の3m周辺に建物を建てると銀杏が痛む。いちようの根を我慢してくれと』と説明をしました。壁面後退の理由を銀杏の根を守るためとして、歩行空間はついでというニュアンスでした。

廣瀬：もしも今であつたら、周辺の地主から「銀杏の木は自分の木ではない」或いは「勝手に敷地の中に生えてきたから切ります」等と言われるかもしれませんね。当時は行政の指示に協力することは自分の利益にもつながると理解する市民が多くいたと思います。市の指導に従うという、市の権威が確立していた時代だったのでしょう。

国吉：当時の山下公園周辺等、関内は接收後の悲惨な状況でしたので、みなで改善しないと、この地域は衰退すると多くの人が感じてました。それも背景にあったのかもしれません。

廣瀬：当時の山下公園の周辺にみられる一帯感のように、行政においても各審査や検査に関わるセクションが同じ方向を向いていなければなりません。

国吉：今は局や課単位の成果主義が強すぎて、連携の意味を見出しにくい風潮がみられます。成果主義の弊害等いかがでしょうか。

質問：当時は部長らが各局の方向性と全体調整をされていたのですが、今は部長らの立場の方々が最も把握しづらいと思います。逆に係長は議論の中間的な位置におり、局長らでは全体的な悩みをもつ共感があるのかもしれませんが、部長らの位置は視野が狭くなっているのかもしれませんが、権限も小さいですね。田村さんのことお聞きしたいのですが、企画調整室が最も機能していた頃の田村さんのリーダーシップっていうのは、どのようなものであったのでしょうか。

廣瀬：ご自分の考えを明確に出し、それに対して意見を求める等、方向付けまでに多くの議論をしました。それでも、実際に方向性を出すとしても、具体の仕事を進めるには担当者の主体性を理解しなければなりませんので、田村さんに対し、「具体的な方法論は我々におまかせください」と言っていました。

国吉：アーバンデザインについては、あまり言わなかったと思う。プロジェクトとかコントロールは自らのポリシー等を示していましたが、アーバンデザインの展開はまだ不明瞭でした。だから高名なデザイナーらで大通り公園等の委員会をつくり、アーバンデザインの質を上げるという話はありませんでしたが、日常のアーバンデザインについて明確なイメージは持っていなかったようです。「横浜総合都市—企画調整局を中心として」（「SD 別冊 NO. 11 横浜 都市計画の実践的手法」）では、廣瀬良一のお考えが掲載されています。『乱開発への挑戦は、市民的公共性の追求である。それは同時に市民主体の自治活動を有する。総合的に地域対、行政への究理は、原因者負担の原則を目指し、編みだし、既存法令の最大利用・補完を伴って横浜方式へと昇華した。』

廣瀬：当時は田村さんから指示を受け、具現化するのが我々の仕事でしたから甘いことは言っていられ

なかったです。

国吉：田村さんの大テーブル主義での姿勢ですが、現場の話聞きながらと言って部長等ではなく係長等から発言をさせたがりました。できるだけ現場を張っている人の意見を聞こうとしてましたね。

廣瀬：そうはいつでも、田村さんは自ら足を運んでその問題の場所に行くということは、あまりしませんでした。例えば、港北ニュータウンに対策協議会というのがありました。横浜市からは各局の局長が出席するのが原則となっていました。ところが田村さんは1回も参加されませんでした。いつも行くのは企画調整では、私が代理で行きました。田村さんは、我々の報告を聞くだけで怒ることもありませんでした。それはそこで割り切つて、或いは次の課題として指示を出す等、参謀本部らしい姿勢でした。また情報の開示も、田村さんらしい整理方法で、我々が言うことをトレンジングペーパーにマジックペンで書いていました。それを我々は巻物つて言っていました。それが解読が大変でしたね。

鈴木：田村さんの時代に掲げられた3本柱は、かなり関係性が気迫になっていると思います。今、環境問題、人口減少等を踏まえて、都市のコンパクト化を進める必要に迫られている一面があります。その中で、横浜は市街化調整区域が広く取られていること等を踏まえると、多くの政令指定都市の中でも、都市をコントロールできる余地が残されていると思います。これらを、かつての3本柱であるコントロール・プロジェクト・デザイン、また企画調整室のように進めるべきではと思っています。

廣瀬：今の横浜市政で、かつての企画調整局的なものをつくれれば問題が解決するかという難しいと思います。また企画調整室のような横断的なコントロールタワーをつくらうとしても、ただちに的確な責任者が確保できないと思います。しかし当時を参考にしつつ、市政全体を把握できる体制を整備する必要があるのも事実であると思います。組織を構成し、何事にも

田村明

廣瀬良一

加川浩

岩崎駿介

国吉直行

国吉直行

国吉直行

内藤博之

小澤恵一

西脇敏夫

各々の担当者が正しく受け止め、各々が自分の使命感として立ち向うことできなければ、物事は進みませんね。これは行政に限らずどの分野でも同じことだと思いますね。皆様のご活躍を心から期待いたします。

横浜市は、歴史的にはわが国に西欧式近代文明をもたらした開港にはじまり、また地理的には東京を中心とした首都圏に位置しつつ、独自の中枢管理機能を備えた総合的な都市形成をめざしてきた。

そのため、自治体の主体性と住民参加に基づく計画的都市づくりを基本理念として、その政策決定、計画立案、計画調整、事業化推進及び管理運営に至る一連の総合的都市計画活動を通じ、その主体的役割を果たすべく努力し、現実にそれを実行してきた。

田村明

廣瀬良一

加川浩

岩崎駿介

国吉直行

国吉直行

国吉直行

内藤惇之

小澤恵一

西脇敏夫

コントロール
— 土地利用の規制と誘導 —

“横浜方式”と言われる諸施策はその具体的手段であり、手法である。これはいわゆる「三割自治」と言われる不十分な現行の地方自治制度の中で、現実の都市問題をいかに制御し解決するかについて、自治体はその主体性に基づいて編み出した「知恵」と言うことができる。

この“横浜方式”は、以下に列挙する行政上の手順や諸活動によって具体化している。

1. 都市問題を総合的に把握する。
2. 問題解決の戦略的目標を設定する。
3. その中で自治体が主体的に対応すべき目標を設定する。
4. 現行諸制度を総点検し、その評価に基づきそれらを最大限に活用する。
5. それらの補完的諸施策を立案し、実行する。
6. 更に新たなシステムを創造する。
7. 国等の関係機関に対し、現行諸制度の改善をプッシュする。

これらの流れを受けて具体的に土地利用の規制と誘導策として実施している施策は別紙(コントロールの横浜方式)通りである。

これらの施策のうち一部事項等については、他の自治体においてもそれなりに見受けられる施策もあるが、横浜市のように、自治体の主体性に基づいて都市全体をあらゆる角度から総合的に把握し、単なる一自治体として現行制度内における行政的判断、事務処理にとどまらず、広く都市づくり、都市経営の観点からこれを有機的にとらえて独自の施策として実践している自治体は他にはない。

コントロールの横浜方式

1. 法的規制誘導 ----- 現行制度の最大限活用

1. 線引き(開発抑制、都市農業育成＝市街化調整区域を極力広く指定)
2. 用途地域(建築容量の適正誘導＝第1種住専、低容積率の選択指定)
3. 高度地区(都市空間の創造手段＝最高限高さ制限、北側斜線制限の設定)
4. 関連地域地区(土地利用の機能的誘導＝風致地区、防火地域、臨港地区指定)
5. 用途別容積制(土地利用の純化＝商業、工業系地域における住居容積率制限)
6. 市街地環境設計制度(都市空間の計画的創造＝形態制限許可による空地の確保)

1. 行政指導基準 ----- 補完施策の新システム

1. 宅地開発要綱(計画的開発規制、誘導＝開発立地、計画誘導、負担基準設定)
2. 日照等指導要綱(住居環境の保全＝地域別日照基準の設定と紛争の調整)
3. 山手地区景観風致保全要綱(特定景観の保全＝景観基準点からの景観保全)
4. 特定地区における指導基準(計画的土地利用誘導＝地区マスター・プラン設定)
5. その他関連指導要綱、基準(土地利用諸施策との連動＝各補完基準設定)

田村明

廣瀬良一

加川浩

岩崎駿介

国吉直行

国吉直行

国吉直行

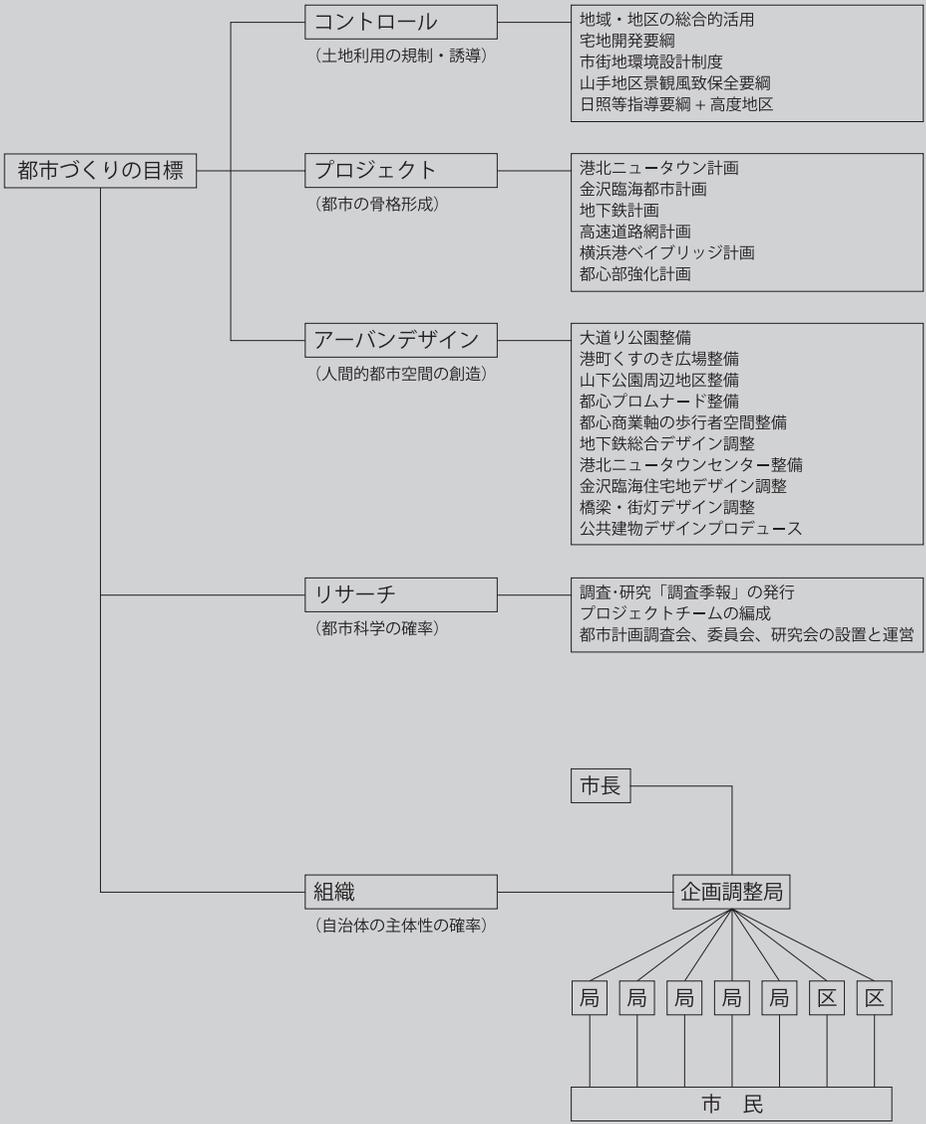
内藤博之

小澤恵一

西脇敏夫

横浜の都市づくり

都市づくりダイアグラム



(旧) 横浜市企画調整局の目標会議等について

平成 22 年 1 月 28 日

横浜市緑区

廣瀬良一

昭和 43 年 4 月に発足した横浜市企画調整室は、当時の飛鳥田市長が招聘した田村明氏（前法政大学名誉教授）によって設立されたブレーン集団であり、その後昭和 46 年に、機能や権限の充実と共に組織の拡大を図ってその名も企画調整局となった。

具体的な業務は、市長の政策実現のために、従来の縦型の行政組織を横断的に束ねながら市政のあるべき方向に沿って行政組織全体が機能的に運営されるよう企画立案、調整等の業務が中心であり、それらを推進する具体的方策としては、田村室長が掲げる“大テーブル主義”に基づき、局内に定例的に開催する「目標会議」を設けて各セクションの目標設定とその進行管理等業務の確認を行った。

この会議は、当初田村室長を中心に全員が一つのテーブルを囲んで実施していたが、組織の拡大と共に物理的な理由もあって、企画調整局に改組された昭和 46 年頃からは、各セクションの部長（主幹）、課長（副主幹）、係長（主査）等の管理職と田村局長との意見交換、確認の場として、毎週始めに開催される「目標会議」と、従前のように全員が参加する月 1 回程度の「全体会議」とに変形していった。

この「目標会議」と「全体会議」は、基本的には“大テーブル主義”に基づく従前の「目標会議」と同質のものとされていたが、具体的に議論されるテーマや運営の実体としては、「目標会議」がまさに“目標設定や進行管理の場”であるのに対し、「全体会議」は“相互の情報交換の場”と云うくらいの位置づけにあった。

これらの会議の具体的な運営実体や個別のテーマ等については、現時点ではそれらの会議録や資料等が実在していないので提示できないが、これらの会議は当時の企画調整局の業務遂行にとって大きな意義と役割を果たしたものとして高く評価できると思う。

なお、企画調整局と各局業務との調整の場としては、「都市問題調整協議会」と言う各局長で構成する全体組織があり、個々の具体的調整業務については、その下部組織としてテーマごとに関係部長で組織する「幹事会」があり、それぞれの役割を担っていた（開発関係幹事会、山手地区景観風致幹事会等）。

以上

田村明

廣瀬良一

加川浩

岩崎駿介

国吉直行

国吉直行

国吉直行

内藤博之

小澤恵一

西脇敏夫